

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

千 代 田 区 長 樋 口 高 顕

千代田区規則第40号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年千代田区規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「公民権行使等休暇は」の次に「、職員が」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。